特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案について

令　和　８　年　３　月
高等教育局大学振興課

１．改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（令和６年法律第 50 号。以下「改正法」という。）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和７年文部科学省令第 21 号。以下「改正省令」という。）において、以下の規定が整備され、令和８年４月１日から施行されることとなっている。

- 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにすること（改正法第 124 条関係）
- 上記を踏まえ、専門課程については、大学等の高等教育機関と同様に、学生が修得した単位数により全課程の修了を認定すること（改正省令第２条関係）
- 専修学校の専門課程の入学資格を大学の入学資格と同様の規定とすることに伴い、在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めること（改正法第 128 条関係）

これに伴い、専修学校の専門課程にかかる規定について所要の改正を行う必要がある。

２．改正の内容

学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成 30 年内閣府・文部科学省令第１号）第５条中、

- 「生徒」の字句を「学生」に改める
- 「授業時数」の取扱いを「単位数」に改める

こととする。

あわせて、同条第１項第３号イ中「６単位時間」とあるのは、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第２号）第９条において、１単位時間が 50 分と規定されていることを踏まえ、「５時間」（６単位×50 分＝300 分）に改める。

３．パブリックコメントの要否について

本改正等は、行政手続法（令和６年法律第 65 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続等（パブリックコメント）は実施しない。

４．今後の予定

令和８年３月 30 日　公布
令和８年４月　１日　施行

（参照条文）

○　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）（抄）

（特定地域内学部収容定員の抑制等）

第十三条　大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二　前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

三　大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合

○　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）（抄）

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条　法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、

高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあっては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

一　法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

二　法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

三　附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

○　特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府・文部科学省令第一号）（抄）

（専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第五条　令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。第三号において同じ。）の区分（以下この項及び第七条において「学科区分」という。）ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数（単位制による学科にあっては、単位数。以下この項において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の二分の一を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。

一　平成三十二年一月一日以後に増加させた生徒総定員

二　特定地域内学部等収容定員の減少の日前六月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員

三　当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第三十九条第二項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員

イ　一週間に担当する授業科目の授業時数が六単位時間以上の者

ロ　当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員（当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。）

ハ　イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者

２　第三条第二項の規定は、前項の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用する。この場合において、第三条第二項中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとする。

○　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

※令和八年四月一日施行（学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号））

第百二十四条　第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一　修業年限が一年以上であること。

二　授業時数又は単位数が文部科学大臣の定める授業時数又は単位数以上であること。

三　教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第百二十八条　専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一　目的、生徒等（高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生をいう。次号及び第三号において同じ。）の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二　目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三　目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四　目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

〇　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

※令和八年四月一日施行（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）による改正後の規定）

（単位時間）

第九条　専修学校の高等課程及び一般課程の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

２　前項の規定は、専修学校の専門課程の通信制の学科における第二十九条に規定する対面授業について準用する。

（専門課程の単位数）

第二十八条の二　専門課程の学科（通信制の学科を除く。以下この節において同じ。）の単位数は、当該学科の修業年限の年数にわたり、三十一単位数以上とする。

（専門課程の学科における全課程の修了要件）

第二十八条の三　専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

２　専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあつては、三十一単位）以上を修得することとする。